

浄化槽は

水環境を守っています

浄化槽と生活排水

人が生活する中で、トイレやお風呂・炊事・洗濯など、さまざまな理由で生活排水が発生します。その量は1人当たり1日200リットル（浴槽1杯分）とも言われています。これだけ多くの汚れた水を何も処理せずにそのまま川などに流してしまうと、自然環境にさまざまな悪影響を与えてしまいます。

これらの問題を解決するため、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置が浄化槽です。

単独槽と合併槽の違い

浄化槽には、単独処理浄化槽（単独槽）と合併処理浄化槽（合併槽）があります。

単独槽はトイレからの排水のみを浄化しますが、合併槽は家庭から出る排水すべてを浄化することができます。現在、単独槽を新たに設置することは、法律により禁止されています。

水環境の保全のために合併槽への転換を

川が汚れる大きな原因は、生活排水です。単独槽ではトイレの排水しか浄化できず、お風呂や洗濯などの生活排水は、すべて川に直接流出しています。一方、合併槽は家庭から出る排水すべてを浄化するため、水の汚れは単独槽の8分の1程度に減らすことができ、より水環境を守ることにつながっています。

補助金制度を活用してください

合併槽への転換を推進するため、単独槽またはくみ取り便槽から合併槽に設置する場合は、新増築などで合併槽を設置する場合より上乗せした補助金額を交付しています（15ページ上表参照）。

また、前年度から「既存の単独槽の撤去に係る工事費」と「新たに排水管などを敷設するための宅内配管工事費」に対しても補助金を交付しています。この機会に、合併槽への転換を検討ください。補助制度は、国の補助を原資として運用しています。国の動向により、令和8年度で終了する可能性があります。

浄化槽設置事業補助金について

■申請の時期：施行前

■申請する人：施主

*申請には、浄化槽に関する専門的な書類が必要となるため、浄化槽施工業者に委任することができます。

■補助内容

①設置工事費に対する補助

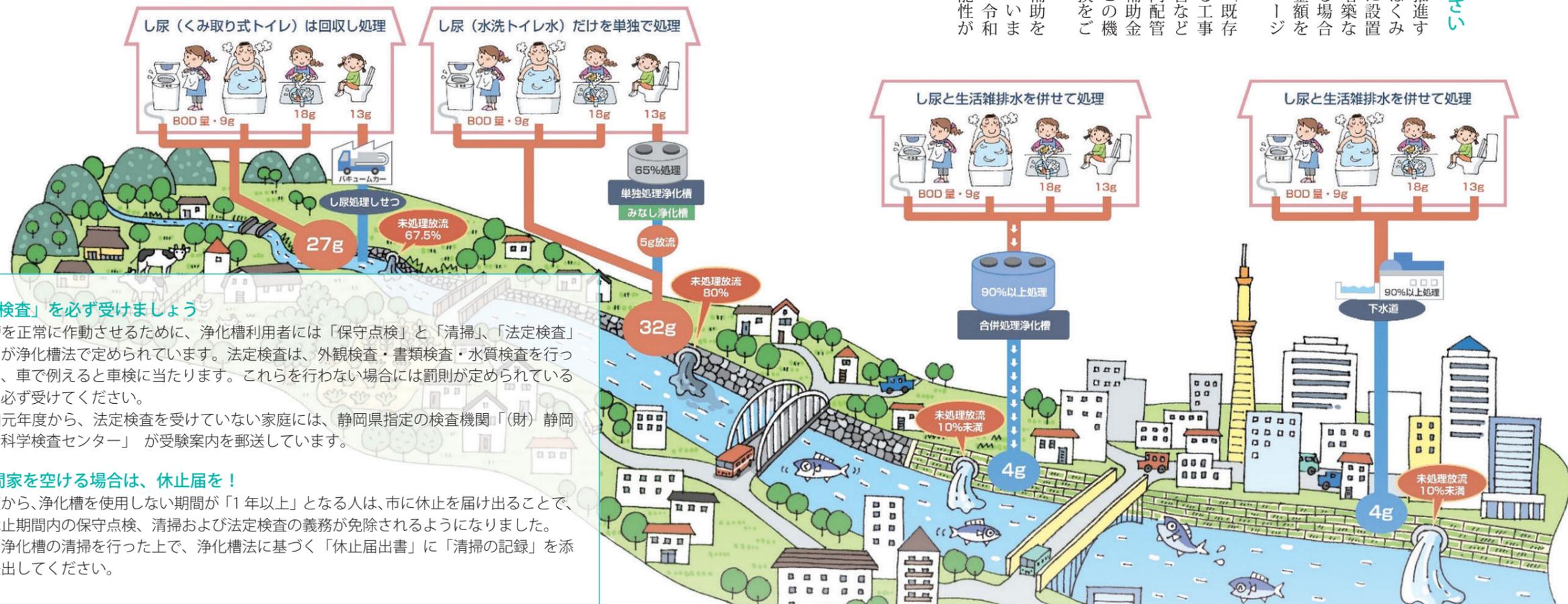
人槽	新増築に伴う合併槽設置	くみ取り便槽・単独槽から合併槽に転換する場合（新増築は除く）
5人槽	19万9,000円	33万2,000円
7人槽	24万8,000円	41万4,000円
10人槽	32万8,000円	54万8,000円

②合併槽設置に伴い補助対象となる工事

補助対象となる工事	補助額（上限）	対象
既存の単独槽撤去	9万円	単独槽から合併槽に転換する場合のみ
宅内配管工事	30万円	単独槽から合併槽に転換する場合のみ（くみ取り便槽からの転換は対象外）

*上限額ですので、実際の工事費によっては、上記金額以下の支給となります。

*補助金額や申請手続きに関することは、浄化槽施工業者または環境課へお問い合わせください。



「法定検査」を必ず受けましょう

浄化槽を正常に作動させるために、浄化槽利用者には「保守点検」と「清掃」、「法定検査」の3つが浄化槽法で定められています。法定検査は、外観検査・書類検査・水質検査を行っており、車で例えると車検に当たります。これらを行わない場合には罰則が定められているため、必ず受けてください。

*令和元年度から、法定検査を受けていない家庭には、静岡県指定の検査機関「(財)静岡県生活科学検査センター」が受験案内を郵送しています。

長期間家を空ける場合は、休止届を!

本年度から、浄化槽を使用しない期間が「1年以上」となる人は、市に休止を届け出ることで、使用休止期間内の保守点検、清掃および法定検査の義務が免除されるようになりました。事前に浄化槽の清掃を行った上で、浄化槽法に基づく「休止届出書」に「清掃の記録」を添付し提出してください。

川や海の水環境を向上させ、生活環境を守るため、市では合併処理浄化槽への転換を推進しています。また、日頃から浄化槽の適正な維持管理を行い、本来の性能を維持するよう心がけましょう。

お問い合わせ 環境課 荻 (53) 2609